様式第１号

令和　　年　　月　　日

（受注者）　様

廿日市市長　松本　太郎　印

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について（通知）

　緊急経済対策としての公共工事の迅速かつ円滑な施工確保と技能労働者の確保に向けた就労条件の改善の観点から、次の契約について、請負代金額変更（旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更）の協議の請求が可能であることを通知します。

１　工事名

○○○○○工事

２　請求可能期限

　　令和　　年　　月　　日まで

３　事務処理について

　　新労務単価に基づく契約に変更する、請負代金額変更の協議を請求される場合は、別記様式第２号により請求可能期限までに請求してください。

また、請求にあたっては、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和７年２月１７日付け国不入企第４９号）等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応する旨の誓約書を添付してください。

　　なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

４　協議により請負代金額の変更となった場合

　　協議により請負代金額の変更となった場合は、誓約書に記載した内容について、適切に対応することとし、必要に応じて「施工体制立ち入り点検」等の調査を行うことがあります。

　　また、調査等により誓約書記載内容の履行確認ができない場合については、再度の請負代金額の変更の対象とすることがあります。